

国近整人第322号
令和8年7月14日

関係業界団体 各位

近畿地方整備局長

中元期等における綱紀の保持について（依頼）

向暑の候、貴団体にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は国土交通行政の推進にあたり多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当整備局におきましては、職員の綱紀保持について、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程、近畿地方整備局発注者綱紀保持規程及び発注者綱紀保持マニュアルに基づき、常々注意を喚起しているところではありますが、特に中元期を控え、国民の疑惑を招くような行為は、厳に慎むよう指導しております。

貴団体におかれましては、会員各位に対し本趣旨を改めて周知のうえ、御理解・御協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

（本件に関する問い合わせ先）

国土交通省近畿地方整備局

総務部人事課企画係 Tel (06) 6942-1141

担当 上田（内線 2266）

喜多山（内線 2267）

コンプライアンスの保持にご協力ください

近畿地方整備局では職員に対し「近畿地方整備局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に係る綱紀の保持に努めるよう徹底を図っています。

関係業界団体の皆様方におかれましては、近畿地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、万一、近畿地方整備局職員より、金品の贈与、供応接待、その他の不適切な要求を受けた場合は、直ちに下記の近畿地方整備局綱紀保持担当者宛にご連絡頂きますようお願いいたします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

- ① 事業者の皆様と応接するときは、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することを基本にしています。
- ② 発注事務に関する情報の取扱上の観点から、事業者の皆様の執務室への自由な入室はご遠慮頂いております。
お名刺は備え付けの「名刺受」にお願いします。
- ③ 発注事務に関して、職員が不当な働きかけを受けたときは、報告、記録、公表することとしていますので予めご理解ください。



※詳しくは、近畿地方整備局ホームページ内の「発注・入札情報（近畿地方整備局発注者綱紀保持規程等）」をご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 近畿地方整備局

大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

TEL 06-6942-1141 (担当：適正業務管理官)
TEL 078-391-7571 (担当：港政調整官)